西日本高速道路株式会社関西支社等入札監視委員会審議概要

開催日及び場所		令和6年12月2	20日(金) 関西支社 2階 大会議室	
出席委員 (五十音順·敬称略)			部大学防災研究所教授)、岸田 潔 (京都大学大学院工学研究科 夫 (大阪大学大学院教授)、松本 智子 (弁護士)、安尾 明裕 隆司 (大阪公立大学大学院教授)	
審議対象期間		令和6年4月1日~令和6年9月30日		
抽出件数/対象件数		7件/ 179件	件 名 等	
	一般競争入札	2件/ 4件	大和北道路 伊豆七条第二高架橋他 2 橋(鋼上部工)工事 舞鶴若狭自動車道 野尻トンネル工事	
工事	条件付 一般競争入札	2 件/ 16 件	京都縦貫自動車道 京丹波みずほ I C他 5 箇所雪氷詰所新築工事 令和 5 年度 和歌山高速道路事務所管内(特定更新等)盛土補強 工事	
	指名競争入札	0件/ 0件	_	
	随意契約	1 件/ 18 件	新名神高速道路 大石小田原工事(その3)	
調査等		1 件/ 34 件	新名神高速道路 箕面市財産整理用図面作成業務(その2)	
維持管理役務及び 物品・役務		1件/ 107件	令和6年度 第二阪奈道路 阪奈トンネル立坑湧水配管設備点 検整備業務	

委員からの意見・質問、それに対する回答等

意見・質問	回答
【入札監視事務局からの報告】 ・質疑等なし。	
【入札・契約手続きの運用状況等について】 ・質疑等なし。	
【抽出事案の説明】	
(工事)	
◆大和北道路 伊豆七条第二高架橋他2橋(鋼上部	
工)工事	
〔一般競争入札〕	
・技術評価点の付加点付与において、技術面での主な	・技術提案のテーマである「ランプ橋における規制時
理由は何ですか。	間内での確実な落し込み架設に関する提案」におい
	て、優位性があると判断し、加点しております。
・技術提案の内容を見ると、0.5点の付加点は少し少ないのではないかと思いました。	後記参照

意見・質問

口 答

◆舞鶴若狭自動車道 野尻トンネル工事

〔一般競争入札〕

- ・入札参加者の技術提案を比較して、最も優れた提案 に付加点を付与しているという検討内容がよく理解│加者が考察して、提案していただいています。 できました。提出される技術提案は、各参加者が提案 する項目を選択するのですか。
- ・ よい提案をするとその分価格も高くなると思いま す。(さきほども、0.5点の付加点は少ないのではな いかとの意見がありましたが) 1位の者だけに0.5 点の付加点を付けるのではなく、傾斜配分のような形し で相対的に差がつくのがよいのではないかと感じま した。

- ・非常によい取り組みだと思いますが、懸念点とし て、参加者が少なくあまり優れた提案がない場合に 優劣をつけるのは難しいのではないでしょうか。
- ◆京都縦貫自動車道 京丹波みずほ I C他 5 箇所雪 氷詰所新築工事

[条件付一般競争入札]

- ・最終的に合意した見積金額と NEXCO が積算した金 額の算出方式が違うとはいえ、本来は双方の単価は 合ってくるのではないかと思うのですが、乖離した 理由は何でしょうか。
- ・NEXCO が設定する単価が元々低いのではと思いまし たが、そういうことではないということでしょうか。
- ・入札不調を防止する観点から指名併用型を採用し

・弊社が求める技術提案のテーマに対して、各入札参

価格評価点と技術評価点に対する配点の問題だと 認識しています。

よい提案をしているものを採用する考え方もあり ますし、一方で、良質なものを低コストで提供する必 要もあります。技術評価点を1位の者だけに付加点 で必ず差を付けることは、改善の余地があると認識 しています。

・今年度より、技術提案の評価に関して「複数段階評 価」を一部の工事で試行しています。

従来は、評価するかしないかの2段階で評価し、最 終的に付加点において、0.5点の差を付けていたの に対して、それぞれの評価項目ごとに相対的に優れ た提案を◎として、より優位に点数付けをすること で、今までより技術提案の評価点に差がつくような 形となっています。

- ・必ず優位の者に点数付けをするものではなく、あく までも優れた提案にのみ優位に評価するものです。
- ・弊社の積算は刊行物・物価本等による単価を採用し ているのに対し、入札者が提出した単価は、下請会社 | が実際に施工するために必要な金額を計上している ことから、乖離があったものです。ただ、どちらも施 工条件は同じであることを確認していますので、金 額については妥当であると判断しています。
- ・積算金額としては標準的な金額であると考えてい ます。
- ・過去の入札不調の状況も踏まえ、少しでも魅力のあ る工事内容とする工夫を行っているが、提出された

意見 · 質問

ているが、指名の対象者が43者いる中で、今回1者 のみが参加となっている。指名併用型の狙いはでき るだけ手を挙げてほしいということだと思うが、こ の状況についてはどのようにお考えでしょうか。

口

|辞退書の内容を確認すると、「技術者が不足してい る」という理由が多く挙げられており、多くの事業者 に参加してもらうのはなかなか難しい問題であると 考えています。

公募だけですとなかなか事業者に声が届かないた め、発注情報を確実に伝えるためには、指名併用型を 続けていきたいと考えています。

◆令和5年度 和歌山高速道路事務所管内(特定更 新等) 盛土補強工事

[条件付一般競争入札]

- ・入札参加者間において技術評価点に大きな差がつ 評価点が低い場合にそれらの者を足きりするような│価する項目がなく、差が広がったと考えています。 考え方はないのでしょうか。
- ・安全に確実に品質のよいものをつくることを優先 するのであれば、価格評価点との総合評価で落札者 が決定するとはいえ、一定のクオリティを保つため には、技術力の評価によって参加者をしぼるという 考えもあってよいのではないかと感じました。
- ◆新名神高速道路 大石小田原工事(その3) [随意契約]
- 質疑等なし

(調香等)

- ◆新名神高速道路 箕面市財産整理用図面作成業務 (その2)
- ・指名業者の選定は、どのように行っているのでしょ うか。

(維持管理役務及び物品・役務)

- ◆令和6年度 第二阪奈道路 阪奈トンネル立坑湧 水配管設備点検整備業務
- ・質疑等なし

・技術評価点が低い者とそうではない者の差が大き く開いている状況ですが、低い者については企業の いている。様々な理由があると思うが、あまりに技術 | 施工実績の他、「信頼性」や「社会性」においても評

・社内通達に基づき、選定を行っております。

委員会による意見の具申又は勧告の内容

意見の具申及び勧告なし